

信託銀行における証券業務—改正信託法を踏まえて

鯖田 豊則（東京国際大学）

信託銀行は、信託業務と銀行業務を併せ持つて営んでいる金融機関である。金融機関といっても、信託業務は財産管理機能、銀行業務は長期金融機能を発揮するという2つの専門性を有する点で、一般の銀行と区別される。銀行業務は、主に、預金、貸出、為替（決済）が3大機能であるが、信託銀行は、従来の長期信用銀行などと並んで長期性資金の受け入れと貸出という長期金融機能を担っている点に特色がある。また、信託業務は委託された財産の運用・管理などを行うしくみであるが、2006年の信託業法改正前までは、営業として引き受け可能な財産の種類が、金銭、金銭債権、有価証券、動産、土地およびその定着物、地上権および土地の賃借権の6種類に限定されていたが、法改正後はこの制限は撤廃された。基本的に、受託財産としては金銭のウェイトが高いが、有価証券の信託についても、第2次世界大戦前においては、受託財産中10%から20%を占めていた。もともと、信託会社は、戦前は、証券会社と並んで株式や社債の引受け・売出し業務を行っていたこともあり、信託業務において、証券関連業務は密接なものとなっている。それも、単なる証券業務ではなく、まさに信託の財産管理機能を活用し、証券投資信託の受託者として、金銭や証券の保管や管理を行い、財産の保全を図ることや、純粋な信託業務ではないが、株式を証券取引所に上場する際に設置が義務付けられる株式名義書換機関（証券代行機関）の1つとして信託銀行が指名されていることもあげられる。さらに、1980年代後半のバブル経済期に隆盛をみた証券信託や、その後の平成不況での企業のバランスシートスリム化に対応した資産の流動化・証券化において、流動化目的の信託の残高ウェイトが急増した。証券信託は、信託銀行の主要ビジネスである企業年金信託の運用ノウハウを、年金性資金以外に応用するものであり、また、流動化目的の信託においては、信託の倒産隔離機能などが評価されたことによる。更に、2007年施行の改正信託法においては、受益証券発行信託が新たに設けられた。従来も、貸付信託法、証券投資信託法、資産流動化法など信託の特別法では、信託受益権の有価証券化は認められていたが、今回は信託法の本法において認められた。このように、信託業務と証券業務は密接な関係にあり、本稿において、信託銀行における今後の証券業務の展望につき検討していくこととしたい。